

質疑要旨

保健福祉センターの開設が遅れる理由について。

答弁要旨

「公共施設の最適化に向けた取組」素案の具体化にあたっては、各方面との多種多様な調整が必要となりますことから、先方の諸事情や種々の要因により、時として当初の計画どおり事が運んでいかない場合も当然あり、保健福祉センターの設置に関しましても、その一つでございます。

塚口さんさんタウンの床の確保の面では、区分所有者側の事情もあり、協議に日時を要し、結果として、賃貸借契約の締結が遅れた状況となりましたが、今後とも、計画の実現に向けて着実に取組を進め、市民サービスの充実を図ってまいります。

以 上

久保議員 1002 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 武庫支所で要する半年と1年の場合の維持管理コスト(機会損失を含む)を教えてください。

答弁要旨

保健福祉センターの供用開始時期が遅れた場合には、武庫支所を暫定的に活用して、乳幼児健診だけでなく、福祉・保健に係る申請受付や、専門相談、各種事業を実施する必要がある、そうなれば、光熱水費や機械警備、清掃業務等の維持管理費が必要となります。

そうした経費を平成26年度決算ベースで申し上げますと、年間680万円程度、半年間であれば、340万円程度になると考えております。

しかしながら、一方では、新たな保健福祉センターの開設に伴う維持管理経費が発生しませんので、単純に経費が増加するものではございません。

また、武庫支所の跡地活用が遅れることによる損失コストにつきましては、敷地の活用方法や財源の運用の仕方など、様々なケースが想定されますことから、算出することは困難でございます。(以 上)

【参考：武庫支所施設維持管理経費（平成 26 年度決算ベース）】

○光熱水費 3,175 千円

○施設修繕料 992 千円

○電話料等 405 千円

○清掃・機械警備保守等 2,258 千円

○合計：6,830 千円

久保議員 1003 作成部局 健康福祉局 No.1

質問要旨 武庫支所で要する維持管理費用で、新複合施設を活用しての乳幼児健診は可能だと思うがどうか

答弁要旨

乳幼児健診につきましては、現在の施設の狭隘化等の課題を解消し、十分なスペースと設備を整備する中で、プライバシーや衛生面等の確保を行い、親子が安全に安心して受診できるような環境を整えることを最優先に考える必要がございます。

こうしたことから、新たな複合施設の会議室等を活用して、一時的に間仕切りをし、診察室等に転用するといった健診の実施形態については、課題があると考えております。

そうしたことから、議員ご指摘の武庫支所で要する維持管理費用があるからといって、新複合施設で乳幼児健診を実施するというものではございません。

以 上

質疑要旨

塚口さんさんタウンの賃貸借契約期間である 10 年後以降、保健福祉業務の拠点として安定的にサービス提供ができる保証はあるのか。

答弁要旨

塚口さんさんタウンの定期建物賃貸借契約につきましては、まずは 10 年間の契約を締結することになりますが、区分所有者からは、特段の理由がない限り、再契約を行うのが通例であり、特に、今回の保健福祉センターの場合は、長い期間の入居を想定していると聞いておりますことから、現時点では、契約期間満了後も引き続き床をお借りするよう調整を行っていくことになるものと考えております。

また、入居を予定している、さんさんタウン 1 番館につきましては、昨年に耐震補強工事を終えたばかりであり、今後とも適切な保全がなされれば、保健福祉センターを運営するにあたって、十分な使用期間が見込めると判断しているところでございます。

以 上

質疑要旨

総合的に判断された様々な提案、或いは、他の選択肢が提示されていないが、他にどのような選択肢から、この2カ所集約に決定されたのか。

答弁要旨

保健・福祉業務の集約・再編につきましては、「乳幼児の健診環境の改善」、「総合相談支援体制の構築」、「福祉事務所の管理スパンの改善」といった複数の課題を一体的に解決し、市民サービスの充実につなげていこうとする取り組みでございます。

その目的を実現するための拠点として、2カ所・3カ所・6カ所といった案を考え、経費比較を行うとともに、「市域の配置バランス」や「交通利便性」、「十分なスペースの確保」、「費用負担」、「既存建物の活用」といった様々な観点から、検討を行い、限られた財源と人的資源を踏まえる中で、総合的に判断し、現在の2カ所に拠点を設置することとしたものでございます。

以 上

(医務監答弁)

久保議員 1006-1

作成部局 健康福祉局

質疑要旨

「受診日、場所を調整し対応」ということは地元まで出向くのか。

答弁要旨

乳幼児健診につきましては、現在、各地区で3歳児であれば、月1回実施しておりますが、集約することにより、1保健福祉センターあたり、月3回実施することとなりますので、指定した日以外の健診日に振り替えを行っていただくものがございます。

また、場所につきましては、もう一つの保健福祉センターでの受診を調整するというものがございますので、各地域に出向くというものではございません。

以 上

(医務監答弁)

久保議員 1006-2 作成部局 健康福祉局

質疑要旨

市民から 6 地区で乳幼児健診を実施してほしいという
要望が多数あれば対応するのか

答弁要旨

保健・福祉業務の再編につきましては、複数の課題を
一体的に解決し、充実したサービス提供を実現していこ
うとするものでございます。

そうした中で、乳幼児健診につきましては、環境改善を
最優先に考え、交通利便性の高い駅前に十分なスペー
スと設備を整え、より安全・安心に受診していただけるよ
うにしていこうとするものでございます。

市民の皆様へは、先ほど申し上げました、取り扱いも
含めて、保健・福祉業務の再編の目的や全体像を十分
にご説明する中で、ご理解とご協力が得られるように努
めてまいります。

以 上

質疑要旨

地域手当は何を基準に支給されているのか。

答弁要旨

地域手当については、国家公務員の給与法において「当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮」とされており、具体的な地域別の支給割合については、人事院規則に規定されております。

今般の「給与制度の総合的見直し」における地域手当の改定については、国の「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）による各地域の平成 15 年から平成 24 年の平均賃金指数を基に検証が行われた結果、本市の地域手当の支給割合は、現状維持とされたものであり、本市も国に準じて対応しております。

以 上

久保議員 1008 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 市民の所得向上や、住みたい街と選択して
いただけるような、具体的な取り組みは。

答弁要旨

市民所得の向上につきましては、「希望する人が安心して子どもを産み育てる」ためにも重要な要素であると認識しており、総合戦略におきましても「経済の好循環と『しごと』の安定を目指す」を基本目標の1つとして、「就労支援を含めた雇用の安定」や「地域に根ざす企業の支援」に取り組むとしたところでございます。

また、同時に住みたい街と選択していただけるよう、働きながらも子育てのしやすい生活都市としての利便性をアピールし、ファミリー層の転出超過傾向を抑制するため、「尼崎に住み続けたい」、と思えるまちづくりに向けて、さらなる学力やシチズンシップの向上を目指して、「みんなの尼崎大学」や「学力定着支援事業」を、また、シビックプライドの醸成に向けては、「100周年記念事業」をはじめ、「城内地区の整備」などに取り組んでまいりたいと考えております。

以 上

久保議員 1009

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

昨年度の本市の電気料金の総額は20億7,000万円であったが、平成28年度予算においてはいくらか。

答弁要旨

平成28年度当初予算の電気料金の総額は、一般会計で12億3,423万2千円、特別会計で9,118万6千円で、企業会計で7億3,809万6千円で合わせて20億6,351万4千円でございます。

以 上

久保議員 1010

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

本市全体の施設で PPS(特定規模電気事業者)を活用できていない施設は把握できているのか。

答弁要旨

PPS(特定規模電気事業者)を活用できていない高圧、低圧施設ともに、施設数や個々の契約状況は把握しております。

今後、それぞれの料金体系や電力負荷がかかる時間帯などの使用実態の把握に着手してまいります。

以 上

久保議員 1011

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

残り70%の受電施設及び設備の把握はできているのか。

答弁要旨

現在、PPSを活用していない受電施設や街路灯などの設備についても、施設数や個々の契約状況は把握しており、今後、それぞれの料金体系や電力負荷がかかる時間帯などの使用実態の把握に着手してまいります。

以 上

参考

- ・高圧受電施設 22施設
- ・低圧受電施設 116施設
- ・街路灯、公園灯 27,366 基（定額電灯、従量電灯）

久保議員 1012

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

この半年間何をしていたのか。

答弁要旨

昨年9月議会以後の取組といたしましては、まず、これまでのPPS(特定規模電気事業者)からの電気調達の状況やこの4月からの低圧も含めた電力の全面自由化に向けた庁内の施設の契約状況について、それぞれ把握するとともに、全庁的に導入に向けた取り組みを進めるため、庁内協議を進めてまいりました。

以 上

久保議員 1013

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

現状の施設すら把握していないのはどういうことか。
今回の電気料金削減のチャンスの放置をどのように考えているか。

答弁要旨

電力の小売自由化が、本市にとってメリットがあることは十分認識いたしております。

昨年9月以降、実態把握の作業を鋭意進めており、電力料金削減につながる施設については、PPSの導入が可能となるよう準備を進めてまいります。

以 上

久保議員 1014

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

いつまでに具体的な本市の施設状況の把握並びに新電力メーカーとのマッチングで平成28年度の明確な電気料金が出されるのか。

答弁要旨

先ほどもご答弁いたしましたとおり、本市の施設の状況把握はできており、活用ができていない高圧施設22施設のうち10施設については、この10月からPPSを活用する見込みとなっております。

低圧施設については、現在のところ、法人向けの料金メニューが示されておらず、PPSを直ちに活用できる状況にはございませんが、今後は、業界の動向や供給の安定性を注視しつつ、市といたしましても施設や設備の契約種別ごとの取りまとめを遅滞なく進めるとともに、本市にとって最もメリットのある時期に速やかに導入が可能となるよう、準備を進めてまいります。

以 上

久保議員 1015

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

外郭団体への普通財産の貸付料等について、庁内での見直しはどのようなになっているのか。

答弁要旨

普通財産貸付料及び行政財産使用料等につきましては、平成24年度に貸付条件や減額・減免の状況について全庁的な調査を行い、その結果を整理のうえ、平成27年2月に貸付け等に当たっての庁内で統一した基本方針及び減免等を行う場合の一定の基準を策定いたしました。

しかしながら、外郭団体につきましては、市施策としての必要性や貸付け等に至った経緯などを勘案する必要もあり、基準の一部を検討中としているものがございますが、平成29年度までを検討期間として、引き続き基準の決定に向けた検討を行っているところでございます。

以 上

質疑要旨

貸付料等の見直しになぜ時間がかかるのか。

答弁要旨

外郭団体につきましては、それぞれの団体が行っている事業、経営状況、市施策との関連など、個々の団体ごとに状況が異なることから、減免基準の画一的な適用が困難であり、見直しに時間を要しているところでございます。

以 上

(参考)

<検討中>

社会福祉事業関係団体

外郭団体 など

<経緯・経過のあるもの>

- ・無償貸付けを条件に施設を誘致したもの
(特養、専門学校、県立青少年創造劇場)

- ・無償貸付けを条件に民間移管したもの
(保育園、長安寮、旧福祉厚生センター)

- ・公共事業のために収用したもの

(高潮対策事業…だんじり倉庫、浄化センター用地…朝鮮総連会館)
など

質疑要旨

貸付料等について、全庁的な基準は策定したのか。

答弁要旨

全庁的な基準につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、平成27年2月に庁内で統一した基本方針及び減免等を行う場合の一定の基準を策定いたしました。

主なものについて具体的に申し上げますと、県立病院など他の地方公共団体が本市の要請に応じて設置する安全安心のための施設や、福祉会館など地域の公共的な活動のために使用する施設を無償とするほか、市の施設内に公益的な団体が設置する事務所等については2分の1を減免することとしております。

以 上

久保議員 1018 問目 作成部局 企画財政局 NO. 1

質問要旨 土地は市が無償で貸し付け、建物も実質の経費は市が支出しながら、地域研究史料館の賃料を年間約800万円総文へ支払いしているが、このフロア賃料は相殺すべきではないか。

答弁要旨

公益財団法人尼崎市総合文化センターは市民文化の向上に寄与することを目的として設立された公益団体であり、その土地については、公益性を鑑み、財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例に基づいて、現在、市から無償貸付をしております。

一方、地域研究史料館の賃料については、総合文化センターが、法人として自主自立の独立した経営の財源を確保するため、同センターの管理規程に基づき使用料を徴収しているものであり、相殺することは考えておりません。

以 上

久保議員 1019 問目 作成部局 企画財政局 NO. 1

質問要旨 総合文化センターの補助については、明文化されたルールはないのか。ないのであれば、ある一定のルールは必要だと思いがいかがか。

答弁要旨

外郭団体に対しては、平成19年1月に「外郭団体の統廃合及び経営改善」に向けた方針を策定し、外郭団体の自立経営に関する市の基本的な取組方針を明らかにし、経営改善等に向けた取組を進めてまいりました。

総合文化センターについては、団体の機動性、柔軟性を活かすなか、文化振興の核として機能させるため、市から団体の自立に向けて人的、財政的な支援を図るとともに、経営改善を進めるものとしております。

そのような中、各年度の補助につきましては、職員人件費、ホール管理費などは市の改革改善項目に位置づけ一定の経費抑制を図り、また、文化振興事業費、ちかまつ関係事業費などは毎年度の予算編成方針に準じて、補助額を決定しているものでございます。

以 上

久保議員 1020 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 平成28年度の城内まちづくり整備事業にかかる当初予算のうち一般財源は610万円でよいか。

答弁要旨

平成28年度の城内まちづくり整備事業にかかります当初予算は、総額で43億3,190万円でございます。

このうち、43億2,580万円は土地開発公社から土地を買い戻す費用のほか、610万円は城址公園の整備にかかる費用でございます。

以 上

久保議員 1021 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 一般財源の610万円は何を行う予算か。

答弁要旨

610万円の内訳は、580万円は中央図書館東側の公園整備に必要な実施設計を行うほか、公園区域を確定するために用地測量を行う予算で、30万円は、土地開発公社から用地を取得する際の現在の評価額の鑑定を行う予算でございます。

以 上

23

久保議員 1022 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 事業費の14億4千万円の具体的な使途はどうか。また、いつ出されるのか。

答弁要旨

施設の整備事業費として14億4千万円を予定しており、その内訳は、文化財収蔵庫と地域研究史料館の機能を併せ持つ、歴史館機能等の整備で約10億8千万円、城址公園の拡張整備で約2億5千万円、東町開明線に面する公共用地内の遊歩道整備や城内地区の歴史的資源を紹介する観光情報案内板の設置に約1億1千万円となっております。

なお、事業の進捗に応じて、今後各年度の予算としてご提案いたします。

以 上

久保議員 1023 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 お城の工事と城内まちづくり整備事業の簡単なスケジュールはどうか。

答弁要旨

お城の建設のスケジュールにつきましては、現時点において確定しておりませんが、2年後の平成30年には尼崎城の築城400年にあたることから、その時期に完成することができればと考えております。

また、城内まちづくり整備事業は来年度から事業着手し、お城の建設予定地にあたる城址公園の整備につきましては、お城の完成時期に合わせて公園の供用開始ができるよう整合を図ってまいります。

次に、文化財収蔵庫をリニューアルする歴史館機能につきましては、平成29年度に設計を行い、平成30年から平成31年にかけて工事を実施いたします。供用開始は平成32年度を予定しており、供用開始までに、周辺の遊歩道の整備や観光案内情報板の設置に取り組む予定でございます。

以 上

久保議員 1024 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 城内まちづくり整備事業終了後の年間の維持管理費として主な額の合計金額はいくらか。

答弁要旨

城内地区にかかります維持管理費の主なものとしたしましては、仮称の歴史館やご寄付いただくこととなるお城にかかる費用がございますが、現時点では組織・体制も含め詳細には決定しておりません。

既存の内容・体制での経費については、平成26年決算にかかる事務事業評価からは、文化財収蔵庫にかかる人件費を含めた運営事業費は、約8,100万円、地域研究史料館については、約5,100万円、歴史館の合計で約1億3,200万円となりますが、美術倉庫や地域研究史料館の賃借料が不要となる一方、施設規模が大きくなるなど現在は算定できる段階にありません。

また、現在の文化財収蔵庫につきましては、築80年を超える建物であり、今回耐震改修を実施したとしても、減価償却を算出することになじまない施設であると考えております。

(次頁へ続く)

さらに、寄贈いただくお城につきましては、詳細な設計が決まっていない段階であり、減価償却費を算出することはできません。

なお、事業に伴う市債の借入にかかる金利負担分は、仮に20年の返済期間で利率2.1%で計算しますと、毎年度平均で約5,900万円を見込んでおります。

以 上

久保議員 1025 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 年間の維持管理費の財源は何を充てるのか。

答弁要旨

歴史館機能の維持管理費の財源につきましては、整備後不要になる美術倉庫の賃借料や、地域研究史料館の賃借料等を財源に充てるとともに、新たに必要な費用につきましては、今後検討を行ってまいります。

また、城址公園の維持管理費の財源につきましては、尼崎城の入場者から入場料収入について検討するとともに、市民や地元企業のご寄付を募ることを含め、できるかぎり負担が少なくなるよう、今後検討してまいります。

以 上

《参考》

●歴史館機能整備後に不要になる維持管理経費

文化財収蔵庫	民間美術倉庫賃借料	492 万円
地域研究史料館	総合文化センター賃借料等	1,063 万円

27

久保議員 1026 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 事業の実施に伴い予測経済効果額はどうか。

歴史館機能の来場者が2万人なのは見込みが少なくないか。また、リピーター施策は何を考えているか

答弁要旨

効果測定にあたりましては、一般的には産業連関表によることが通常であり、ハード事業としての初期投資額のほか、来場者による消費は城内地区だけでなく周辺の商店街にも継続して及ぶものであり、地域に密着した経済波及効果が見込まれるものと考えております。

また、尼崎市のイメージの改善、シビックプライドの醸成にもつながり、尼崎市全体の活性化やさらには定住・転入にもつながるものと考えております。

次に、「歴史館機能の来場者数の増加」につきましては、計画策定時点では、お城の建設による影響を勘案したものではなく、文化財の展示や地域史の研究などでは継続して来館されている状況もありますが、平成26年度の文化財収蔵庫の来場者の実績に対し、全体として24%増の20,000人の来場者を見込んだものでございます。

(次頁へ続く)

なお、寄贈されますお城の影響を考慮しますと、歴史館機能の来場数は、計画より増加を見込めるものと考えております。

また、従来から行っている旧警察署を活用した音楽やアート等のイベントの来客者からは好評を頂いていることから、城内地区において歴史や文化に気軽に触れていただけるイベントをお城も活用して継続的に行うことにより、リピーターを増やしてまいりたいと考えております。

以 上

(村山副市長答弁)

久保議員 1027 問目 作成部局 企画財政局 No.1

質問要旨 お城を生かした事前計画を綿密にして、次世代にツケを残さないようにして頂きたいがどうか。

答弁要旨

長年の懸案であった城内地区の整備を、市制100周年の節目に着手することができ、さらにお城の寄付も加わり、本市のイメージやシビックプライドを向上させるまたとない機会と考えております。計画の詳細はこれからですが、後年度のこともよく考え、十全な計画としてまいります。

この事業の実施に伴うこととなる用地の買戻しや文化財収蔵庫の改修に伴う多額の市債発行につきましては、今後、償還は続くものの、将来につなぐ貴重な資産として活用されるものであり、またお城につきましても一定維持管理費が必要となりますが、寄付者におかれましても、できるだけ経費のかからないお城を、とのご意向もいただく中、経済効果のみならず、城内地区だけでなく本市全体のイメージ向上にもつながるものとなるよう検討してまいりたいと考えております。

以 上

久保議員 1028

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

新本庁舎建設基金の積立額は、毎年度一般会計歳入歳出予算で定めるということは、その時々で色々だということか。

答弁要旨

新本庁舎建設基金につきましては、当面はモーターボート競走事業の収益金から繰出される財源のうち、一般会計予算で定める額を積み立てることとしているところでございます。

将来、本庁舎の建替えを実現するためには、基金を着実に積み立てていく必要があると考えておりますことから、毎年度の当初予算案において積立額が大きく変動することは考えておりません。

以 上

久保議員 1029

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

平成 31 年度以降の新本庁舎建設基金の財源は、どう考えているのか。

答弁要旨

平成 31 年度以降の新本庁舎建設基金につきましては、モーターボート競走事業の収益状況を勘案しながら、引き続き、その収益金を基本として財源の確保に努めてまいります。

以 上

久保議員 1030

作成部局 資産統括局 No.1

質疑要旨

新本庁舎建設基金として、よほどの有事がない限り 50 億円を積み立てることを第1目標にしてはどうか。

答弁要旨

本庁舎の一部は、既に竣工から 50 年以上が経過し、将来、本庁舎の建替えを実現する必要があると認識しておりますことから、当然のことながら、概ね 50 億円を目標として、自主財源となる基金を計画的、着実に積み立ててまいりたいと考えております。

以 上

久保 議員 1031 作成部局 企画財政局 No.1
質問要旨 必ず必要な公共施設の建て替えのために
基金を積み立てておくという考え方はないのか。

答弁要旨

公共施設は、建設後に効用を発揮し、その受益を受けるのは、現役世代のみならず、将来の世代となります。

このため、公共施設の建替え等にかかる費用については、受益を受ける世代が、公債費という形で平準化して負担することになる市債を、財源とすることが基本であると考えております。

しかしながら、市債の発行には一定の制約があることや、過度に市債に頼ることは将来の負担の増大を招くことから、一定程度は基金などの現金により対応すべきであると考えております。

(次ページへ続く)

議員ご指摘のように、公共施設の耐用年数を見据え、これら将来必要となる費用の一部を予め積み立てておくことは、財政運営上必要な手法であると認識しておりますが、バブル経済崩壊の影響などに伴う財政状況の悪化で、財源対策のために基金を取崩す状況が続いており、ただちに必要額すべてを積み立てることは難しいと考えております。

こうした状況ではありますが、現在取り組んでおります公共施設の最適化の取組においては、この取組の中で生まれた不動産売払収入を減債基金に積み立て、施設整備の際に活用した市債の償還財源の一部に充当していくことを、平成27年度からルール化するなど、可能なところから対応しているところでございます。

以 上

質問要旨 現在のような単式簿記、現金主義会計でどのように公共施設の整備計画を立ててきたのか。

答弁要旨

本市では、これまで老朽化等により対応が急がれる施設については、各施設の耐用年数や劣化状況を加味した個別の改修計画等に基づき対応してまいりましたが、平成26年6月に、尼崎市公共施設マネジメント基本方針を策定し、公共施設全体に対して、各施設の改修や更新時期を見通す中で、中長期的な視点にたち、量・質・運営コスト等の最適化を図るべく、マネジメント基本計画の策定に取り組んでいるところです。

平成29年度より作成する統一的な基準による地方公会計制度による財務書類は、発生主義・複式簿記の導入や固定資産台帳の整備により、減価償却費などの行政コストや資産、負債等のストック情報を把握できるようになるなど、新たなマネジメント・ツールとしての機能を有しておりますことから、今後、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以 上

久保議員 1033 問目 作成部局 市民協働局

質問要旨 市職員の市内居住率が低下しているが、地域活動において非常に大きな問題ではないか。

答弁要旨

職員が市内に多く居住することにつきましては、地域活動への貢献や地域コミュニティとの円滑な連携などの観点からも望ましいと考えております。

しかしながら、何よりもまず、職員が地域課題の解決に向けて市民と、ともに学び、考え、行動する姿勢を持つよう意識を高めていくことがきわめて重要だと認識しており、様々な実践の場面や研修を通して、協働に関する理解と能力の向上を図ってまいります。

また、自治基本条例の制定にあわせて地域振興センターの機能の再構築を図るなかで地域活動の主体的な活動を支援する体制づくりについても検討してまいります。

以 上

質疑要旨

平成22年4月には53.62%であった本市職員の市内居住率が平成27年4月には49.68%と、ついに50%を切っているが、その原因は。

答弁要旨

本市職員の市内居住率については、近年の本市採用試験における市外からの受験者割合の高さから、新規採用職員を含めた若年層の市内居住率が低い傾向にある一方、比較的市内居住率の高い高年齢層の職員が順次退職を迎えていく中で、全体としては徐々に市内居住率が低下しているものです。

以 上

質疑要旨

年代別に見たときの職員の市内居住率の違いについて、どのような見解か。

答弁要旨

先程もお答えしましたとおり、近年の採用試験における市外からの受験者割合の高さから、若年層の市内居住率は、40代・50代といった高年齢層に比べると低い傾向になっているものです。

そのような中、市内居住促進策として、平成24年度より、市外から市内に転入した職員を対象に、住居手当の加算措置制度を導入しており、その結果、平成22年度当時は約41%であった20歳代以下の職員の市内居住率が、平成27年度現在では約46%に改善しているなど、一定の効果が数値として表れているものと考えております。

以 上

質疑要旨

今後、職員の市内居住率を増加させるための具体策は何を考えているのか。

答弁要旨

ご存知のとおり、憲法で「居住・移転の自由」が保障されており、また各家庭における様々な事情がある中では、たとえ職員であっても、市内居住を強制することは難しく、急激に市内居住率を向上させることは困難であると考えております。

まずは市民全体の定住促進策に取り組むことが第一であり、そのことが、引いては職員の市内居住促進にもつながっていくものと考えておりますが、職員に限った市内居住促進に関しましては、先程も申し上げましたとおり、現在の市内転入に係る住居手当加算措置が一定の効果をもたらしており、今後も効果を検証しながら現在の加算措置を継続するとともに、特に採用予定者に対しては市長をはじめ関係職員一同、機会を捉えて市内居住をPRしているところであり、今後も引き続き市内居住を勧めて参りたいと考えております。

以 上

質疑要旨

(相対評価であるH27. 7特別昇給S区分0人に対し)
絶対評価で標準の方が13%、それ以上が87%もいる
中、評価乖離が理解できない。

答弁要旨

絶対評価とは、評価者が評価基準に基づいて行う評価
結果でございまして、一方、相対評価は、絶対評価の結
果に基づき、集団の中で順位付けを行い相対関係の中
で分布率を設けて評価を行いますので、絶対評価の結
果と相対評価の分布が一致するものではありません。

ただ、評価に偏りがあることは事実であります。人事
評価の目的である職員の育成をしっかりと進めるため
には、評価者がより適正に評価基準に基づいて、評価を
行うことが大切であると認識しております。

引き続き、わかりやすいマニュアルへ見直しを行ったり、
評価者研修を継続的に実施し、評価基準の周知徹底を
図るなどし、適切な運用に努めてまいります。

以 上

(次頁にデータあり)

○ H27. 7 特別昇給

	対象者	5%以内	実績	
			S区分(+4号)	A区分(+2号)
局長	15人	0.75人	0人	1人
部長	57人	2.85人	0人	2人
課長	170人	8.50人	0人	8人
計	242人	12人	0人	11人

○ 相対区分 分布率

相対	勤務成績	分布率	54歳以下	55歳以上(医療職57歳以上)
S	極めて良好	分布率を適用せず	8号給	2号給
A	特に良好	Sを含めて5%以内	6号給	1号給
B	良好	75%以上	4号給	0号給
C	やや良好でない	分布率を適用せず (指導観察制度により決定)	2号給	0号給
D	良好でない		0号給	0号給

○ 平成27年度評価 絶対評価の分布状況

	職務行動評価			
	部長級		課長級	
S	2.5%	【▲3.0%】	0.9%	【▲0.9%】
A	29.2%	【▲4.1%】	13.9%	【▲4.0%】
B	55.0%	【6.7%】	61.2%	【7.4%】
C(標準)	13.3%	【0.4%】	23.9%	【▲2.2%】
D	0.0%	【0.0%】	0.1%	【▲0.3%】
人数	60人		172人	

※【 】内は前年比

	勤務成績評価	
	課長補佐・係長級	
A	12.1%	【▲2.3%】
B	55.1%	【0.1%】
C(標準)	32.5%	【2.2%】
D	0.3%	【0.1%】
E	0.0%	【▲0.1%】
人数	652人	

○ 平成26年度評価 絶対評価の分布状況

	職務行動評価	
	部長級	課長級
S	5.5%	1.8%
A	33.3%	17.9%
B	48.3%	53.8%
C(標準)	12.9%	26.1%
D	0.0%	0.4%
人数	57人	170人

	勤務成績評価	
	課長補佐・係長級	
A	14.4%	
B	55.0%	
C(標準)	30.3%	
D	0.2%	
E	0.1%	
人数	652人	

久保議員 1038 作成部局 総務局 No.1

質疑要旨

一般的にA:B:Cの比率は1:3:6と言われている中、今年度は若干改善があったが、まだまだ偏りが見られる。最終目標は標準的な1:3:6に近づけることなのか。

答弁要旨

議員ご指摘のような評価結果の1:3:6の分布割合はあくまでも一般的なものであり、その数値ありきで絶対評価を行うものではございませんが、現在の評価結果に偏りがあることは認識しております。

人事評価の目的である職員の育成をしっかりと進めるためにも、評価者がより適正に評価基準に基づいて、評価を行うことが大切でございますので、今後も、継続的に評価結果の検証等を行い、その時々課題を踏まえ、マニュアルの見直しや評価者研修を実施することにより、評価基準の周知・徹底を図り、人事評価制度の適切な運用に努めてまいります。

以 上

久保議員 1039 作成部局 総務局 No.1

質疑要旨

人事評価制度の適正な運用を行うための昨年度と違った改善点をお示してください。

答弁要旨

昨年度からの改善点としましては、評価者研修において、評価結果の分布状況を示し、偏りがあることの周知・徹底を図るとともに、二人ひと組で面談の演習を行い、お互いの面談スキルを学びあったり、また、自分の評価が他の評価者と比べて甘いのか辛いのか気付けるように、自分のつけた評価実績と全庁の管理職の評価実績の平均値を各評価者に個別にフィードバックを行いました。

また、評価者研修以外でも、評価基準の標語の見直しやアンケート等による職員の意見も踏まえてマニュアルの修正を行う等、適宜見直しを行っております。

以 上

久保議員 1040 作成部局 総務局 No.1

質疑要旨

SPI試験の導入に至った検討のプロセスはどうか。

答弁要旨

本市では、採用試験の受験者増加に向けて、試験区分の変更や1級、2級建築士の有資格者の1次試験免除など、見直しを重ねてまいりましたが、受験者数は減少傾向となっております。

近年、阪神間でSPI試験を導入している市におきましては、SPI試験の受験者数は増加しており、また昨年には、西宮市が新たにSPI試験を導入し、結果として多数の応募がありました。

こうした状況を受け、本市におきましても、より多くの受験者の中から幅広く、優秀な人材を採用するため、新たに導入することとしたものでございます。

以 上

久保議員

1041

作成部局

総務局

No.1

質疑要旨

SPI試験導入によりどのような効果を見込んでいるのか。

(例えば、従来とどの様に違う人材が期待でき、応募者数は何人を予定され、SPIによる採用人数の割合は)

答弁要旨

SPI試験を導入することによりまして、公務員試験対策を行っていない民間志望の方にも受験機会が拡大されることにより、応募者の増加が期待されます。

その結果として、より幅広い人材の中から、今後の市政を担う、優秀な人材を採用できることが、導入の最大の効果と考えております。

なお、応募者数は、他都市の状況を勘案する中で、本市採用試験の過去3カ年の平均応募者数 840人の約1.5倍の1300人程度と試算しております。

また採用人数等につきましては、現時点では確定しておりません。

以 上